

## 別表) 利用者負担金

### (1) 身体介護が中心のとき

単位：円

所要時間	基本利用料 (1回)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
20分未満	1,630	163	326	489
20分以上 30分未満	2,440	244	488	732
30分以上 1時間未満	3,870	387	774	1,161
1時間以上 1時間30分未満	5,670	567	1,134	1,701
身体介護1時間以上1時間30分未満以降 30分を増すごとに算定	+ 820	+ 82	+ 164	+ 246
身体介護を行った後に引き続き所要時間 20 分以上の生活援助を行った場合	引き続き行う生活援助の所要時間が20分から計算して25分増すごとに65 単位を加算(201単位を限度とする)			
夜間及び早朝 サービス提供開始 時刻が6:00～8:00 18:00～22:00の間	上記表の金額の25パーセント割増し			
深夜 サービス提供開始 時刻が22:00～翌朝6:00の間	上記表の金額の50パーセント割増し			

### (2) 生活援助が中心のとき

単位：円

所要時間	基本利用料 (1回)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
45分未満	1,790	179	358	537
45分以上	2,220	220	440	660

### (3) 加算

位：

単位：円

	基本利用料 (1回)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
緊急時訪問介護加算(1回につき)	1,000	100	200	300
初回加算(1月につき)	2,000	200	400	600
生活機能向上連携加算(1月につき)	1,000	100	200	300
特定事業所加算(1月につき)	月間の利用総単位数(基本報酬+各種加算・減算)×10.0%			
介護職員処遇改善加算 □(1月につき)	月間の利用総単位数(基本報酬+各種加算・減算)×26.6%			

厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員が1人のお客様に対してサービス提供した場合は、所定料金の2倍に相当する料金をいただきます。

早朝(午前6時より午前8時)、夜間(午後6時より午後10時)の時間帯にサービスを行う場合は、利用料金に25%の割増料金が加算されます。

深夜（午後10時より翌日午前6時）の時間帯にサービス提供を行う場合は利用料金に50%の割増料金が加算されます。

サービス提供地域以外の地域にお住まいの場合は、交通費実費をいただきます。外出等に伴い発生した交通費はお客様にてご負担願います。その際、訪問介護員の交通費もご負担願います。

お客様の都合により、サービス提供日の前日までに文書による通知若しくは、電話連絡等によりサービスの中止を申し入れた場合には、キャンセル料は発生しません。

お客様の都合により、サービス実施当日にサービスの中止を申し入れた場合には、当日キャンセル料として、当日サービス提供予定であったサービスの料金が発生します。

（このキャンセル料は、当該サービスの介護報酬の10割となります。）

#### （4） 減算

事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者のサービス費用に対し12%の減算をします。